

守口市ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)仕様書

1 業務委託名

守口市ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)※業務委託
(以下「本業務」という。)

※もりクルート事業とは、市内ものづくり企業の魅力を発信し、人材確保を支援するため、①【インターンシップ事業】②【リーフレット作成事業】③【SNS による情報発信事業】④【バスツアー事業】⑤【極の守『繋』作成事業】⑥【就職情報交換会開催事業】を一つのパッケージとして、実施する事業をいう。

2 業務の目的

本業務を実施し、工業系の学生やものづくりに興味を持っている学生等(以下「対象学生等」という。)が、市内ものづくり企業に対して関心を持つとともに、ものづくり企業の事業内容や職場環境についての理解を深めることで、実際に就職活動を行う際、市内ものづくり企業を第一志望として目指してもらえるように、市内ものづくり企業の魅力発信及び人材確保を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4 インターンシップ実施業務

(1) インターンシップ事業の概要

市は、対象学生等を対象に、市が指定するものづくり企業12社(以下「参加企業」という。)において、実際の事業内容や職場環境、職場の魅力等についての理解が深まる職場説明及び就業体験を実施する。

ア インターンシップの受入れを行う企業

参加企業

イ インターンシップの参加対象者

対象学生等

ウ インターンシップ実施期間

令和6年8月1日(木)から令和7年3月14日(金)までの間で、参加企業が受入れ可能とした日のうち、対象学生等でインターンシップ事業に参加する者(以下「インターンシップ参加者」という。)が希望した日を考慮した上で、市と参加企業の協議の上、決定する日

(2) インターンシップ実施業務の概要

受託者は、インターンシップ事業の実施に当たり、各参加企業のインターンシップに必要な物品、昼食等（以下「物品等」という。）を調達する。また、インターンシップ参加者のインターンシップ中の万一の事故に対応するためのインターンシップ参加者を被保険者とした傷害保険等の加入手続き等を行う。

(3) インターンシップ実施業務内容

ア インターンシップ事業に係る物品等準備業務

- ① 参加企業が市に提出した受入計画書を市から提供する。
- ② ①の受入計画書を確認した上で、各参加企業と調整し、インターンシップの詳細な内容を聴取し、必要な物品等に係る見積書類等を徴取する。
- ③ ②で聴取した内容及び徴取した見積書類等を市に報告する。
- ④ 市は、参加企業のインターンシップの内容を踏まえ、その物品等が過大でないかを確認し、受託者に回答する。
- ⑤ 受託者は、必要な物品等を発注し、各参加企業に納品する。

イ インターンシップ事業に係る損害保険等の加入業務

インターンシップ参加者の確定後、市は参加者の氏名、年齢その他の傷害保険等の加入手続きに必要な情報を受託者に報告し、受託者は、その情報に基づき、以下の傷害保険等に加入する手続きを行う。

- ① 保険期間 インターンシップ参加者が参加する日
- ② 保険対象者 インターンシップ参加者（15歳以上の大人）
- ③ 実施内容 各参加企業におけるインターンシップの内容
- ④ 補償内容 下表のとおり

補償内容	1人当たりの補償最低基準
死亡保険金	1,000万円
後遺障害保険金	1,000万円
入院保険金日額	8千円
手術保険金 入院中の手術	入院保険金日額の10倍
入院中以外の手術	入院保険金日額の5倍
通院保険金日額	4千円
賠償責任保険金	3,000万円
携行品損害保険金	20万円
救援者費用保険金	100万円

(4) インターンシップ事業に係る経費

インターンシップ実施業務に要する経費については、受託者の事務費等を除き、10 本業務の精算に基づき、実費精算とする。なお、契約時の積算については、次のとおりとする。なお、ウの経費については、参加企業を募集する際に、1 社につき1 万円以内とする条件を付する。

ア インターンシップ参加者数 24 人

イ 昼食費の単価 1,200 円(税込)

ウ イを除くインターンシップ事業に係る物品等に係る経費 1 社当たり1 万円(計 120,000 円)(税込)

エ 傷害保険等の加入者数 ①の参加者数

5 ものづくり企業紹介リーフレット等作成業務

(1) ものづくり企業紹介リーフレット等作成業務(以下「リーフレット等業務」という。)の概要

対象学生等に対して、市内ものづくり企業の理解の促進や魅力発信を図るため、次のアからエまでを作成するリーフレット等業務を実施する。リーフレット等業務の実施にあつては、参加企業を取材・撮影、原稿作成、校正、誌面デザイン、印刷製本等を行い、市に納品する。

ア リーフレット

イ ポスター

ウ シールステッカー

エ 広報チラシ

(2) リーフレット等業務に係る手配

取材・撮影、原稿作成、誌面デザイン業務についての担当者は、同様の業務経験のある者を選任すること。

(3) リーフレット作成内容

ア 参加企業ページ

リーフレットを手にとった学生が、その企業で働くことを具体的に想像することができ、働く意欲が高まるような文章構成・誌面デザインとなるように留意し、次の①～③の内容を記載すること。

① 詳細な業務内容

② 従業員の1 日のスケジュール

③ 職場のアピールポイント

イ 地図

市の地図を掲載し、参加企業の事業所所在地を明記すること。

ウ リーフレット規格

リーフレットの作成にあっては、配架しやすく、気軽に手に取りやすいように、以下の規格で作成すること。また、リーフレットの余白部分に、市が提供する二次元コードを掲載すること。

制作部数	5,500 部
サイズ	A5 変型
ページ数	16 ページ（表紙裏表紙含む）
製本	中綴じ
色	オールカラー
用紙	OKバーニ 35 kg※

※質感等が同様なものであれば、他用紙でも差し支えないもの。

（４） ポスター及びシールステッカー作成内容

リーフレットの作成と併せて、ポスター及びシールステッカーを作成する。ポスター及びシールステッカーのデザイン等は、リーフレットの作成内容とは別に、令和6年度以降の参加企業の変更に関わらず普遍的に使用できるものを作成すること。また、規格については、次表のとおりとする。

ポスター

制作部数	20 部
サイズ	A1
色	オールカラー
用紙	コート紙 90 kg

シールステッカー

制作部数	20 部
サイズ	180mm×180mm
色	オールカラー
用紙	シールステッカー
材質	白塩ビ（PVC）
のり	再剥離のり
加工	光沢ラミネート加工（PVC）
カットパス	円形
断裁方法	バラ四角カット

(5) 広報チラシ作成内容

インターンシップ事業及びバスツアー事業を広報し、参加学生の参加意欲を高めることを目的とした広報チラシを作成する。広報チラシのデザイン等は、リーフレットの作成内容を踏まえ、作成すること。また、規格については、次表のとおりとする。

事業名	インターンシップ事業	バスツアー事業
制作部数	2,300 部	300 部（学校連携方式）※
サイズ	A 4 両面	A 4 両面
色	オールカラー	オールカラー
厚さ	コート 90kg	コート 90kg
断裁方法	四方化粧断裁	四方化粧断裁

※ バスツアー事業の学校連携方式は、2 回実施するため、合計 600 部作成

(6) 納品期限

ア リーフレット 令和 6 年 8 月 30 日(金)

イ ポスター及びシールステッカー 令和 6 年 9 月 2 日(月)

ウ 広報チラシ 次のとおり

(ア) インターンシップ事業のチラシ 募集開始日の 1 か月前の日

(イ) バスツアー事業(学校連携方式)のチラシ 実施日の 1 か月前の日

(7) 納品物

受託者は、リーフレット、ポスター、シールステッカー及び広報チラシを以下のとおり、納品すること。なお、当該リーフレット、ポスター、シールステッカー及び広報チラシの電子データも合わせて納品すること。

ア リーフレット

納品場所	納品冊数	一束
守口市役所地域振興課(守口市京阪本通 2-5-5)	1,000 冊	50 冊
市が指定する高等学校等※	4,500 冊	50 冊

※納品する高等学校等は、大阪府内を中心に、50 校程度を想定

イ ポスター、シールステッカー及び広報チラシ

納品場所
守口市役所地域振興課(守口市京阪本通 2-5-5)

6 ものづくり企業訪問バスツアー業務

(1) バスツアー事業の概要

対象学生等に対して、求人票やリーフレット等ではわからない、ものづくりの現場ならではの気づきの獲得を目指し、参加企業をバスで巡り、工場見学や職場座談会（以下「工場見学等」という。）を行うバスツアーを次のとおり実施する。

ア バスツアーの受入れを行う企業

参加企業

イ バスツアーの参加対象者

対象学生等

ウ バスツアー実施方法（予定）

以下の実施方法で、バスツアー事業を実施する。なお、実施方法等の詳細な内容及び実施日程等については、守口市近郊の高等学校等と協議の上、バスツアー事業を効果的に実施できるよう調整を行った上で決定する。

	①公募方式	②学校連携方式
実施内容	市が学校等に周知を行い、参加学生を広く募集する。	市が学校等と連携し、学校行事として実施する。
参加者数	25 人	70 人（1 回）
実施回数	1 回	2 回
実施時間	午前・午後	午後
実施場所	参加企業 12 社を 2 グループに分け、参加者 1 人あたり 6 社を訪問する。	参加企業 12 社を 6 グループに分け、参加者 1 人あたり 2 社を訪問する。
想定バス台数	2 台	3 台（1 日）× 2 回 = 6 台
工場見学等の時間	1 社当たり 40 分	1 社当たり 40 分
昼食	あり	なし

(行程例① 公募方式)

集合前	出発(9:00)	午前の部	昼食	午後の部	到着(17:00)	解散後
高等学校	守口市役所	3 社訪問	守口市役所 (予定)	3 社訪問	守口市役所	高等学校

(行程例② 学校連携方式)

13 時 30 分 学校出発	
A グループ	B グループ
a 社 14 時 00 分到着	b 社 14 時 10 分到着
c 社 15 時 10 分到着	d 社 15 時 15 分到着
16 時 30 分 学校到着	

※参加学生を 3 グループに分け、その後バス内で 2 グループに分ける。10 人程度で参加企業を訪問する。

エ バスツアー実施日

(ア) 公募方式

令和 6 年 7 月 24 日（水）から令和 6 年 7 月 31 日（水）までの平日のうち、市が指定する 1 日で、午前・午後の部に分けて実施する。

(イ) 学校連携方式

令和 7 年 1 月から 3 月までの平日のうち、市が指定する日（2 日間）の午後

(2) ものづくり企業訪問バスツアー業務（以下「バスツアー業務」という。）の概要

受託者は、バスツアー事業に実施に当たり、当日のバスの配車、参加企業との打ち合わせや連絡調整、ルートの事前確認、バスツアーの運営（添乗員の手配、当日資料、必要物品の準備を含む。）、対象学生等でバスツアー事業に参加する者（以下「バスツアー参加者」という。）を被保険者とする傷害保険等の加入、アンケートの実施、公募方式にあっては昼食の準備（処分を含む。）等を行う。

(3) バスツアー業務内容

ア 共通事項

- ① 円滑にバスツアー業務が実施できるように、受託者で調整し、予め当日のスケジュール、バスツアールート及び安全な乗降場所等を確認し、市に報告する。
- ② 工場見学等は、参加企業の工場等の製造現場を見学するとともに、職場座談会を実施し、実際に働く人々の声を聴くことで、ものづくりや参加企業の魅力が伝わるように参加企業が企画する。

- ③ バスツアーを安全かつ円滑に実施する添乗員を手配し、当日のバスツアーに随行し、安全管理等や工場見学中の引率を行う。その際、リーフレット業務に携わった者から参加企業の企業情報や企業の魅力等を十分に学び、当日のバスツアーに活用する。
- ④ バスツアー参加者が、当日の行程やタイムスケジュール、参加企業の魅力や事業形態等、参加企業やバスツアーの全体像を理解できるように、しおり等を当日の資料及び準備物を作成する。また、当日の参加学生の名札等、当日に必要な準備物を適宜市と協議の上作成・準備すること。

【参考】令和5年度については、参加者のしおり及び名札の作成並びに熱中症対策物品、救急セット及び飲料等を準備

⑤ 事前確認

事前に守口市役所から参加企業までのバスツアーコースや参加企業が企画する工場見学等を十分に把握し、バスツアーコースや工場内見学ルートの状況、危険箇所、休憩場所、トイレ等を確認する。

⑥ 安全確保

受入企業内では、参加学生の安全に十分に配慮した見学場所、見学ルートを設定し、安全確保を徹底する。

⑦ バスツアー事業に係る損害保険等の加入業務

バスツアー中の万一の事故に対応するため、バスツアー参加者の確定後、市は参加者の氏名、年齢その他の傷害保険等の加入手続きに必要な情報を受託者に報告し、受託者は、その情報に基づき、以下の傷害保険等に加入する手続を行う。

I 保険期間 バスツアー実施日

II 保険対象者 バスツアー参加者（15歳以上の大人）

III 実施内容 各参加企業が企画した工場見学等を巡るバスツアー

IV 補償内容 下表のとおり

補償内容	1人当たりの補償最低基準
死亡保険金	1,000万円
後遺障害保険金	1,000万円
入院保険金日額	8千円
手術保険金 入院中の手術	入院保険金日額の10倍
入院中以外の手術	入院保険金日額の5倍
通院保険金日額	4千円
賠償責任保険金	3,000万円
携行品損害保険金	20万円
救援者費用保険金	100万円

⑧ バスツアー当日の運営

- I 受託者は、バスツアー参加者数、バスの台数、受入企業の見学ルート等に見合った人数を添乗員として確保し、全行程の随行、引率を行うこと。また、添乗員は、同様の業務経験のある職員を選任すること。
- II 引率を行う添乗員は、バスツアー中、市及び受入企業と必要な調整を行うこと。
- III バスの出発前や工場見学中等に、点呼等により、バスツアー参加者の人数を確認し、情報共有を図ること。
- IV バスの出発前にバスツアー参加者にシートベルトの着用を促し、バスツアー参加者がシートベルトを着用していることを確認の上、出発すること。また、乗務員に対して、制限速度をはじめとした、道路交通法の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう徹底すること。
- V 工場見学開始前に、バスツアー参加者に対して、リーフレット又は受入企業の概要資料、見学コース、見学ルール、安全に関する注意事項等を記載した資料を配布し、説明を行うこと。
- VI 工場見学中は、参加学生に対して、見学ルートから外れない等の見学ルールの徹底を図り、安全確保に十分に配慮するとともに、安全確保のための必要な対策を講じること。

⑨ バスツアー参加者へのアンケートの実施

バスツアー参加者に対して、バスツアーの感想、意見等を把握するためのアンケートを市と協議の上、作成し、実施する。その結果を取りまとめた上、市に納品すること。

⑩ 留意事項

I バスツアーの中止等

天候等の理由でバスツアーを中止した場合に発生した経費の負担

は、市はしないものとし、後日再度バスツアーを企画、実施するものとして、その経費の負担は契約額の範囲とする。

Ⅱ 安全確保等

受入企業の現地確認等を十分に行い、円滑かつ安全なバスツアーを徹底すること。

イ 公募方式に係る事項

- ① バスツアー参加者の所属高等学校等を発着場所とし、当該学校等から守口市役所まで移動する。守口市役所で全体挨拶等を行った上で、バスツアー参加者を乗車させた後、受託者で定めたルートに従い、各参加企業へ送迎する。なお、バスツアー参加者の所属高等学校等については、後日市から連絡する。
- ② 午前の部と午後の部の間に、昼食休憩を1時間程度設けること。
- ③ 昼食場所については、守口市役所を予定しているが、バスツアーの内容により、別の市が指定する場所に変更することもある。
- ④ 昼食については、受託者においてその処分を含み、準備する。

ウ 学校連携方式に係る事項

- ① 守口市役所を発着場所とし、バスツアー参加者の所属高等学校等まで移動し、そこでバスツアー参加者を乗車させた後、受託者で定めたルートに従い、各参加企業へ送迎する。

(4) バスツアー業務に係る経費

バスツアー業務に要する経費のうち、次の経費については、10 本業務の精算に基づき、実費精算とする。なお、契約時の積算については、次のとおりとする。

- ① バスツアー参加者数
 - Ⅰ 公募方式 25 人
 - Ⅱ 学校連携方式 1 回につき 70 人（計 140 人）
- ② 公募方式の昼食費の単価 1,200 円（税込）
- ③ 傷害保険等の加入者数 ①の参加者数分
- ④ 当日の準備物に要する経費 20,000 円（税込）

7 極の守『繋』作成業務

(1) 極の守『繋』作成業務の概要

平成 28 年度に作成した『極の守』を刷新することで、市内ものづくり企業の高い技術力を発信するとともに、市内ものづくり企業の更なるブランディングを図る。作成にあっては、ものづくり企業を紹介する専門的な冊子ではなく、その業界にまだ携わっていない学生であっても理解でき、興味を

持てる内容となるよう留意することで、市内ものづくり企業の人材確保に繋げる。極の守『繋』作成業務の実施にあつては、受託者は、平成 28 年度に作成した『極の守』の掲載企業 50 社に加え、市と協議の上定めた選定基準に基づき選定したものづくり企業 20 社程度の合計 70 社程度（以下「極の守『繋』掲載企業」という。）を対象に、取材、原稿作成、誌面デザイン、写真掲載、印刷製本等を行い、市に納品する。なお、取材方法及び写真の取得方法については、対面・非対面を問わないものとする。

(2) 極の守『繋』作成業務に係る手配

掲載企業の選定、取材、原稿作成、誌面デザイン、写真掲載、印刷製本等業務についての担当者は、同様の業務経験のある者を選任すること。なお、本業務の実施にあつては、あらかじめ市が書面により承諾した再委託業者が、極の守『繋』掲載企業と連絡調整を行い、業務を実施しても差し支えないものとする。

(3) 極の守『繋』作成内容

掲載企業数	70 社程度
制作部数	4,000 部
サイズ	A 4
ページ数	160 ページ(表紙裏表紙含む)
製本	無線綴じ、箔押し
色	オールカラー

(4) ポスター及びシールステッカー作成内容

極の守『繋』の作成と併せて、ポスター及びシールステッカーを作成する。ポスター及びシールステッカーのデザイン等は、極の守『繋』の作成内容を踏まえ、作成すること。

ア ポスター及びシールステッカー規格

ポスター

制作部数	80 部
サイズ	A 1
色	オールカラー
用紙	コート紙 90 kg

シールステッカー

制作部数	80 部
サイズ	180mm×180mm
色	オールカラー
用紙	シールステッカー
材質	白塩ビ(PVC)
のり	再剥離のり
加工	光沢ラミネート加工(PVC)
カットパス	円形
断裁方法	バラ四角カット

(5) 作成期間

(3)及び(4) 契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

(6) 納品物

受託者は、極の守『繋』、ポスター及びシールステッカーを以下のとおり、納品すること。なお、当該極の守『繋』、ポスター及びシールステッカーの電子データも合わせて納品すること。

極の守『繋』、ポスター及びシールステッカー

納品場所
守口市役所地域振興課(守口市京阪本通2-5-5)

8 業務の実施体制

受託者は、インターンシップ実施業務、リーフレット等作成業務、バスツアー業務及び極の守『繋』作成業務の担当者をそれぞれ1名以上選任し、業務を実施するものとする。それぞれの担当者には、同様の業務に関する知識とノウハウ等を有する者を選任すること。なお、業務間の担当者の兼任を可とする。

9 報告書等の作成

受託者は、本業務終了後、速やかに、本業務全ての成果をとりまとめた「守口市ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)完了報告書」を市に提出し、完了検査を受けるものとする。受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他処置を執るものとする。

10 本業務の精算

4(4)及び6(4)の経費については、本業務を完了し、市の検査を受けた後に、実費精算を行う。なお、実費精算に係る経費については、他の業務の経費との流用を認めない。

11 著作権の譲渡等

- (1) 本業務において新たに著作権が発生するものについては、その制作に係わる経費及び著作権の譲渡に係わる費用等も入札価格に含めるものとする。
- (2) 制作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に市に譲渡する。
- (3) 前項に関し、制作物に係る著作権が、受託者以外の者に帰属している場合には、受託者はあらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。
- (4) 市は、制作物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該制作物の内容を受託者（前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。以下同じ）の承諾をなく自由に公表することが出来る。
- (5) 受託者は、制作物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、市は、制作物が著作物に該当しない場合には、当該制作物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

12 信用失墜の禁止

本業務を実施するに当たり、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

13 その他

- (1) 業務上知り得た個人情報及び企業情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、機密保持に万全の注意を払うこと。
- (2) 業務実施にあっては、市と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (3) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた時は、市と受託者で協議の上、業務を遂行するものとする。